

日野都市計画事業西平山土地区画整理審議会
第 3 9 回 審 議 会 議 事 録

1. 招集通知の日 令和5年6月15日
2. 開催の日 令和5年6月21日
3. 開催場所 西平山まちづくり事務所
4. 審議会委員の数 15名
内訳 ・所有権者 11名
・借地権者 1名
・学識経験者 3名
5. 出席者数 26名
内訳 ・審議会委員 12名
神田 耕治、石岡 恒夫、村野 米三、角 胤生、山本 富生、
菱山 富美男、馬場 達夫、田中 博明、馬場 豊治、
吉澤 武夫、樫村 正男、長野 基

・市 8名

まちづくり部長	岡田 正和
区画整理課長	井上 泰芳
区画整理課長補佐	大野 高宏
区画整理課長補佐	山本 修平
区画整理課補償係長	天野 克己
区画整理課換地係長	岡澤 健一郎
区画整理課換地係主任	矢光 亜紀子
区画整理課換地係主事	野上 俊輔

・都市づくり公社 6名

日野事務所長	若月 純子
換地・補償担当課長	木原 博史
移転工事課長	宮川 雄一
換地係長	川嶋 輝之
換地担当係長	安瀬 英孝
換地係主任	熊倉 健

6. 欠席者 3名 鈴木 健治、原田 龍次、西浦 定継

7. 傍聴人 1名

8. 会議の目的たる事項

- ・会長の選挙について (議案第1号)
- ・会長代理の選出について (議案第2号)
- ・委員の議席の決定について (議案第3号)
- ・仮換地の変更について (諮問第92号)

[審議会開会]

<午後2時00分>

岡澤：それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。皆様、こんにちは。日野市まちづくり部区画整理課換地係の岡澤と申します。よろしくお願いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、日頃より西平山土地区画整理事業にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。初めに、議事進行についてご説明をさせていただきます。今回の審議会は選挙後初めての審議会ということですので、現在会長が不在という形になっております。会長が決まるまでの間、事務局で議事を進めさせていただきますのでよろしくお願いたします。

続きまして、開会に当たり、初めに日野市まちづくり部長・岡田よりご挨拶申し上げます。

岡田：皆様、こんにちは。まちづくり部長の岡田でございます。本日は大変お忙しい中、西平山土地区画整理審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日、令和5年度第1回目の審議会ということでございます。審議会委員の選挙後最初の審議会でございますので、会長、会長代理、議席を決定させていただきます。西平山地区の審議会委員の定数は、所有権の方が11名、借地権の方が1名、学識者の方が3名の合計15人となっております。今回、新しい委員さんは所有権の方でお三方、学識の方がお一人ということになっております。本日諮問させていただく案件につきましては、仮換地の変更でございます。そのほかに審議会議事運営について。それから、令和5年度の予算及び工事の説明をさせていただく予定となっております。

さて、令和4年度の西平山土地区画整理事業の執行状況でございますが、おかげさまで予定されていた工事は全て完了いたしました。そして、令和5年度の西平山地区の当初予算額につきましては、区画整理の特別会計で約8億300万円となっております。これは令和4年度に比べますと約21%減ということになってございます。こちらにつきましては、令和4年度は建物の移転棟数が特に多い年だったということ

で、それに比べますと、本年度は移転棟数が減ったことによります。市施行4地区の区画整理の特別会計の総予算が約20億8,100万円となっております。その約38%に当たりますこちらの西平山地区の予算でございます。4地区の中では最も多い予算額となっております。

当地区における令和5年度の主な事業としては、将来国道の都市計画道路、日野3・3・2号線の用地確保、それから、都市計画道路日野7・5・1号線などの区画道路築造工事が予定されております。また、建物移転は4棟の予定となっております。令和4年度末での事業進捗率が事業費比率約58.7%でございます。前年度からは約2.4%進捗したことになっております。令和5年度の予算が予定どおり執行されますと、進捗率が約60.6%となる見込みでございます。引き続きよろしくお願いたします。

続きまして、本日出席している私ども日野市のまちづくり部区画整理課の職員を紹介させていただきます。私、部長の岡田でございます。よろしくお願いたします。

それから、課長の井上でございます。

井上：井上でございます。よろしくお願いたします。

岡田：それから、課長補佐兼工事係長の犬野です。

犬野：犬野でございます。よろしくお願いたします。

岡田：また、課長補佐兼計画係長、山本です。

山本：山本です。よろしくお願いたします。

岡田：補償係長の天野です。

天野：天野です。よろしくお願いたします。

岡田：司会をしています、換地係長岡澤です。

岡澤：岡澤です。よろしくお願いたします。

岡田：換地係主任の矢光です。

矢光：矢光です。よろしくお願いたします。

岡田：主事の野上です。

野上：野上です。よろしくお願いたします。

岡田：以上でございます。よろしくお願いたします。

岡澤：次に、西平山土地区画整理事業の施行に当たりましては、日野市が公益財団法人東京都都市づくり公社に業務委託をしております。審議会につきましても、説明補助者として同席させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、公益財団法人東京都都市づくり公社、日野区画整理事務所長・若月よりご挨拶申し上げます。

若月：失礼いたします。都市づくり公社、日野区画整理事務所所長をしております若月と申します。どうぞよろしくお願いたします。

事業執行に当たりましては、皆様のご理解・ご協力をいただきまして、昨年度も事故なく無事に事業ができましたことをご礼申し上げます。今年度につきましても、引き続き誠心誠意をもって事業を進めてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

お時間を頂戴いたしまして、私どもの職員のほうも異動等ございましたので、紹介させていただければと思っております。

まず、換地、それから補償の課長でございます木原でございます。

木原：木原と申します。よろしくお願いいたします。

若月：移転工事課長、工事を担当しております宮川でございます。

宮川：宮川です。よろしくお願いいたします。

若月：換地係長の川嶋でございます。

川嶋：川嶋です。どうぞよろしくお願いいたします。

若月：同じく換地係長の安瀬でございます。

安瀬：安瀬です。よろしくお願いいたします。

若月：それから、換地係の熊倉でございます。

熊倉：熊倉です。よろしくお願いします。

若月：どうぞよろしくお願いいたします。

岡澤：ただいまから、第 39 回西平山土地区画整理審議会を開催いたします。本日の議事の進め方につきましては、お手元でございます次第に沿って進めさせていただきます。

西平山審議会委員の定数は、日野都市計画事業西平山土地区画整理事業施行規程を定める条例第 10 条に、15 人と定めてございます。第 7 期の新たな審議会委員は、選挙の結果、15 人となりました。

次に、本日の欠席委員についてご報告いたします。本日の欠席委員は、鈴木健治委員、原田龍次委員、西浦定継委員です。よって、本日は 12 名の審議会委員の出席をいただいておりますので、土地区画整理法第 62 条第 3 項の規定に基づき、本審議会は成立いたしました。

また、本日は傍聴の方がいらしておりますので、委員の皆様、傍聴人の皆様、よろしくお願いいたします。

続きまして、市で選出いたしました学識経験委員のご紹介と選任理由をご説明いたします。

井上：日野市では、土地区画整理法第 58 条第 3 項及び日野都市計画事業西平山土地区画整理事業施行規程を定める条例第 10 条に基づき、学識経験委員 3 名を選出させていただきます。順番に紹介をさせていただきます。

まず、 委員。 委員につきましては前期の任期途中からお願いし、引き続

き学識経験委員をお願いしております。■■■■委員につきましては、東京都立大学環境学部都市政策科学科の准教授でいらっしゃるしまして、行政学の専門家として様々な地方自治体の計画づくりに携わっていらっしゃいます。区画整理事業につきまして、自治行政学の視点から意見をいただくため、選出させていただきました。

あと2名につきましては本日欠席となっておりますが、■■■■委員をお願いしております。■■■■委員につきましては、前回に引き続き学識経験委員をお願いしております。東京都職員として長年にわたり区画整理事業に携われたお立場から、引き続き当事業につきまして、客観的な意見をいただくため、選出させていただいております。

あともう一人、ここで新たにということでは■■■■委員です。■■■■委員につきましては明星大学建築学部建築学科教授で、建築工学・都市地域計画の専門家の立場から、当事業についての客観的な意見をいただくため、選任させていただいております。よろしくお願ひいたします。

岡澤：続きまして、審議会委員の皆様にご自己紹介をお願いできればと思います。本日はまだ議席が決まっておきませんので、選挙の際の申込みの順、所有者の方、借地権者の方、最後に学識経験者の方の順番で席についていただいております。

それでは、■■■■委員より時計回りでお願いできればと思います。

■■■■：■■■■に住んでいます■■■■です。よろしくお願ひいたします。

■■■■：■■■■と申しまして、■■■■ですね。■■■■の前に住んでおります。よろしくお願ひいたします。

■■■■：■■■■に住んでおります■■■■です。よろしくお願ひいたします。

■■■■：同じく今期から委員にさせていただきました、■■■■に住んでいます。■■■■と書きまして■■■■と申しまして。よろしくお願ひいたします。

■■■■：■■■■に住んでおります■■■■と申しまして。よろしくお願ひいたします。

■■■■：■■■■に住んでおります■■■■と申しまして。よろしくお願ひいたします。

■■■■：■■■■の■■■■と申しまして。よろしくお願ひいたします。

■■■■：■■■■に住んでおります■■■■でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

■■■■：■■■■に住んでおります■■■■と申しまして。よろしくお願ひいたします。

■■■■：■■■■に住んでいます■■■■と申しまして。よろしくどうぞお願ひいたします。

■■■■：社会福祉法人の大家族ですが、代表して出席をさせていただくことになりました。■■■■と申しまして。よろしくお願ひいたします。

■■■■：先ほどご紹介いただきました、東京都立大学都市環境学部の■■■■と申しまして。よろしくお願ひいたします。

岡澤：ありがとうございました。それでは、配布しております資料の確認と、本日の開催の主旨についてご説明いたします。

今回の審議会は委員の選挙後初めての審議会ですので、区画整理事業についての基本的な資料も改めてお配りをさせていただいております。お手元の資料のほう、確認させていただきます。一番上に置いてございますA4・1枚の紙が審議会の次第でございます。その下に、今回の議案と諮問文。続きまして、令和5年度予算について。また、審議会の席次。また、審議会委員の名簿。それから、市の職員、公社の職員の名簿。それから、山吹色のファイルですね。資料の綴じてあるものがございます。こちらの中身につきましては、前期にお務めいただいた方はもしかしたらご自宅に保管されているかもしれませんが、同じものになります。改めて中身確認させていただきます。①番が審議会委員配布資料一覧でございます。その次に、審議会の権限について説明したものがとじられております。②番でございます。③番として法令集。土地区画整理の関連の法令集を配布させていただいておりまして、土地区画整理法、土地区画整理法施行令、施行規程を定める条例、審議会議事運営規則、保留地処分に関する規則を入れさせていただいております。また、続いて④番の事業計画書をとじさせていただいております。⑤番、換地設計基準。⑥番、土地評価基準、それぞれ基準をとじさせていただいており、⑦番、都市計画図を配布させていただいております。また⑧番、審議会の傍聴に関する基準。⑨番、地区計画。⑩番、安心安全なまちづくりというパンフレットの冊子になってございます。

また、A3横長の資料として、今回の仮換地の変更調書。一番下にA3の横長の資料があるかと思えます。

以上、お手元の資料の不足等ございませんでしょうか。

ごめんなさい。これから、改めて区画整理たよりを今回説明させていただきますので、お手元にお持ちかと思えますが、改めて今回お配りさせていただいております。

続きまして、今回改選後初めての選挙になりますので、簡単にはなりますが、ファイルの②番、審議会の権限についてご説明をさせていただきます。

お配りしているファイルの中に、②番ととじているA4・1枚の紙、こちらについてご説明申し上げます。審議会の権限についてということで、土地区画整理法の第56条第3項のところに定めがございます。土地区画整理審議会は、次の事柄について土地区画整理法に定める権限を行うことになっています。1番としまして、施行者が審議会の意見を聞かなければならない事項として4つ掲げてございます。1番、換地計画を作成しようとする場合。これが法律の第88条第6項。2番として、換地

計画の縦覧により意見書の提出があった場合の内容の審査。これが法律の第 88 条第 6 項。それから 3 番目として、換地計画を変更しようとする場合。これが法律の第 97 条の第 3 項。次に 4 番目として、仮換地の指定をしようとするとき。これが法律の第 98 条第 3 項に定めてございます。

また、併せまして、施行者が審議会の同意を要する事項。こちらも定めがございます。1 番として、宅地の地積及び借地地積の適正化をしようとするとき。これが法律の第 91 条及び 92 条。続きまして 2 番目として、特別の宅地に関する措置をしようとするとき。これが法律の第 95 条第 7 項でございます。また、(3) 保留地を定めようとするとき。法律の第 96 条第 3 項でございます。また、4 番として、評価員を選任しようとするとき。これが法律の第 65 条でございます。

以上がお配りした資料のご説明になります。

続きまして、本日の主旨をご説明いたします。議題として、議案の第 1 号、会長の選挙について。議案の第 2 号、会長代理の選出について。議案の第 3 号、委員の議席の決定について。諮問の第 92 号、仮換地の変更について。以上でございます。

また、その他といたしまして、市役所のほうから審議会の議事運営について。令和 5 年度の予算について。令和 5 年度の工事について。以上のことをご説明申し上げる予定でございます。

続きまして、早速ではございますが、議長の選出を行いたいと思います。これより審議会の議案について審議に入りたいと思いますが、審議会の会長が決定されておられませんので、会長が決定されるまで議長を選出していただくこととなります。前回の選挙後初めての審議会では、最年長の方をお願いをいたしました。議長の選出方法について、何かご意見ございますでしょうか。

■ : 事務局に一任したいと思います。

(「異議なし」の声)

岡澤 : 事務局に一任というご意見がありましたので、事務局より提案をさせていただきたいと思います。

それでは、最年長であります山本富生委員をお願いしたいと思います。

山本 : はい。

岡澤 : それでは山本委員、よろしくお願いいたします。

議長 : 皆様、こんにちは。山本でございます。議長に選出されましたので、これから皆様のご協力を得ながら、ただ、私もびっくりしております。自分で、自分では若いつもりでございましたけれども、最年長とここで言われましたのでね。ひとつよろしくお願ひします。

それでは私、会長が決まるまで議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、議案第 1 号の「会長の選挙について」、審議をいたします。事務局より議案文の朗読及び説明をお願いしたいと思います。

矢光：議案文の朗読をさせていただきます。

「議案第 1 号 令和 5 年 6 月 21 日 日野都市計画事業西平山土地区画整理審議会様 日野都市計画事業西平山土地区画整理事業 施行者 日野市 代表者 日野市長 大坪冬彦 日野都市計画事業西平山土地区画整理審議会会長の選挙について このことについて土地区画整理法第 61 条第 2 項の規定に基づき、会長の選挙を執行されたい」。

よろしく申し上げます。

岡澤：それでは、議案第 1 号会長の選挙についてご説明をいたします。土地区画整理法第 61 条第 2 項の規定に基づき、審議会には会長を置くことになっており、会長は委員の中から委員が選挙することになっております。よろしくご審議をお願いいたします。

なお、参考としていただきたいのですが、ほかの地区では委員から推薦された委員が、審議会の賛同を得まして選挙に代える方法をとっております。今回の会長選挙については、どのような方法を行うのがよろしいか、ご審議をお願いしたいと思います。

議長：それでは、会長の選出方法、皆さん何かご提案ありますか。■さん、お願いします。

■：推薦という形でお願いしたらどうですか。

議長：どなたか推薦される方がいらっしゃいますでしょうか。

■：田中委員に引き続きお願いしたいと思います。

議長：ありがとうございます。では田中さん、会長をお願いしたいと思います。

田中：はい、分かりました。

議長：よろしくどうぞ。(拍手)

では、私はこれで田中さんに議事を引き継いで。田中さん、よろしく申し上げます。

会長：皆様、こんにちは。ただいま会長に推薦されました田中博明でございます。前回同様、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、議案の第 2 号、「会長代理の選出について」審議に入りたいと思います。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

矢光：議案文を朗読させていただきます。

「議案第 2 号 令和 5 年 6 月 21 日 日野都市計画事業西平山土地区画整理審議会様 日野都市計画事業西平山土地区画整理事業 施行者 日野市 代表者 日野市長 大坪冬彦 日野都市計画事業西平山土地区画整理審議会会長代理の選出について このことについて土地区画整理法第 61 条第 5 項の規定に基づき、会長代理を選出されたい」。

よろしくお願ひいたします。

会長：ありがとうございます。岡澤係長よりお願ひいたします。

岡澤：議案第2号についてご説明をいたします。会長代理の選出につきましては、土地区画整理法第61条第5項の規定に基づき、会長に事故がある場合において、委員のうちからあらかじめ互選された委員が会長の職務を代理するものでございます。なお、参考としてお話をさせていただきますが、前回の審議会では会長に指名していただいた方が、審議会の賛意を得まして会長代理に就任しております。今回の会長代理の選出については、どのような方法で行うのがよろしいか、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長：ありがとうございます。それでは、会長代理の選出につきまして、ご意見がある方、いらっしゃいますでしょうか。

■：前回と同じという形でお願ひしたいと思います。

会長：分かりました。それでは、私のほうから会長代理を指名させていただきます。それでは、会長代理は山本委員にお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。

それでは、続きまして議案第3号、「委員の議席の決定について」審議をしたいと思ひます。事務局より議案文の朗読をお願ひいたします。

矢光：「議案第3号 令和5年6月21日 日野都市計画事業西平山土地区画整理審議会様
日野都市計画事業西平山土地区画整理事業 施行者 日野市 代表者 日野市長
大坪冬彦 日野都市計画事業西平山土地区画整理審議会委員の議席の決定について このことについて、日野都市計画事業西平山土地区画整理審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、委員の議席を決定されたい」。

お願ひいたします。

会長：続きまして、岡澤係長よりお願ひいたします。

岡澤：議案第3号についてご説明申し上げます。審議会議事運営規則第5条の規定により、最初の会議において抽選により議席を決めることになっております。職員が抽選棒をお持ちいたしますので、席順に抽選をお願ひいたします。また、会長の抽選は最後といたします。

なお、本日は鈴木委員、原田委員、西浦委員が欠席しておりますので、会長の抽選の前に3名の委員の抽選を区画整理課長に行っていただきます。

会長：それでは事務局、抽選をお願ひいたします。

大野：こちらの抽選の棒を確認させていただきます。15本でございます。確認等はよろしいでしょうか。

(抽選)

どうもありがとうございました。

岡澤：そうしましたら、改めまして議席番号を発表させていただきます。1番、田中博明委員。2番、原田龍次委員。3番、角胤生委員。4番、神田耕治委員。5番、吉澤武夫委員。6番、山本富生委員。7番、社会福祉法人大家族。8番、長野基委員。9番、石岡恒夫委員。10番、菱山富美男委員。11番、鈴木健治委員。12番、馬場達夫委員。13番、村野米三委員。14番、西浦定継委員。15番、馬場豊治委員。以上でよろしく願いいたします。

会長：では、議席が決まりましたので、次回の審議会からその議席の番号で座っていただきたいと思います。

慣例によって、本日の議事録署名人は1番の私ですけれども、私は会長ということで消させていただいて、2番はいませんので、原田委員ですけれども委員は本日欠席ですので、3番目の角委員と4番目の神田委員にお願いしたいと思います。議事録署名人で、よろしく願いいたします。

そしてまた議事録の書記は、事務局の矢光主任と野上主事にお願いしたいと思います。

では、続きまして諮問第92号につきまして、審議に入りたいと思います。事務局より諮問文の朗読をお願いいたします。

本日傍聴人がいらっしゃいますので、個人情報に関わる諮問第92号「仮換地の変更について」の説明のときは、傍聴人の方に退席していただき、ふれあいハウスで待っていただきます。諮問第92号の説明、質疑応答が終わりましたら再び入室していただき、採決を行います。

矢光：「諮問第92号 令和5年6月21日 日野都市計画事業西平山土地区画整理審議会様 日野都市計画事業西平山土地区画整理事業 施行者 日野市 代表者 日野市長 大坪冬彦 日野都市計画事業西平山土地区画整理事業の仮換地の変更について（諮問） このことについて、別添の調書及び図面のとおり変更をしたいので、土地区画整理法第98条第3項の規定に基づき貴会の意見を求めます」。

よろしく願いいたします。

会長：諮問第92号の説明を岡澤係長、お願いいたします。

【個人情報により非公開】

会長：では、諮問のご意見はございませんか。それでは、諮問第92号につきまして、採決を行いたいと思います。

傍聴人はお帰りになったということで、採決を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、諮問第 92 号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

会長：それでは、諮問第 92 号「仮換地の変更について」は、原案どおり決定いたします。ありがとうございました。

それでは、その他として「審議会議事運営について」、事務局よりご説明お願いいたします。岡澤係長、お願いします。

岡澤：ご説明いたします。審議会の議事運営につきましては、審議会の議事運営規則というところに概ね定めているところなんです、定めていないところで 2 点、ちょっと大きなことと申しますか。この改選をさせていただくタイミングで皆様にお諮りして決めていることがございます。1 つが議事録の形式ですね。議事録を逐語形式、逐語録と言われる、おっしゃられた発言されたことは一言一言のわかるような形式の議事録を作るか。それとも要点筆記という形式で、要点のみまとめる形式をとっていくか。こちらについて、審議会の改選があるたびに、どのようなやり方でやりましょうかというようなことをお諮りをしています。西平山地区では今まで逐語録という形式でやってまいりました。参考としてお話ししますと、実は万願寺第二、東町という地区では要点筆記というやり方をさせていただいております。西平山地区について、今期どういうふうにやっていただいていたかということをお伺いしたいと思います。

それともう 1 点、席の座り方についてでございます。委員の皆様につきましては、先ほど決めていただいた席次に従って次回からお座りいただくことになるんですけども、今回、既に今回からこうなっているんですが、会長の横に補佐役のような形で区画整理課長とまちづくり部長が座らせていただいております。これにつきまして、審議会の議事運営がスムーズに行えるようにということで、今までこのような形でやらせてきていただきました。ほかの地区では、実はそうではなかろうというような声もあつたりするところですので、このタイミングでどのように運営するのがよいかということをお諮りして、今期の運営の仕方、2 点決めていただければと思います。ご意見・ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問のある方、ご発言お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。■■■委員、どうぞ。

■■■：議事録の話について、要点か全部にするかどうかという話なんですけれども、質問なんかでたまにいろいろなことが出てきますので、そういう無駄な言葉を省くというような議事録の作り方というのは可能なんですか。あー、うーとか。

井上：万願寺第二、東町地区は要点筆記ということをやっているんですけども、本当の要点ではなくて逐語に近い要点ですので。ただ、その判断は事務局でできません

ので、逐語録でまずやるのであればやるということで、その中で会長含めた中で、例えば訂正とかあればそこは訂正していただくという中で判断していただければいいと思うんですけれども、なかなか逐語録と要点筆記の間の取ってとか、どの発言がいいか悪いかはないと思いますので、どちらか決めていただく中で、あと、議事録もそこは確認していただきますので、何か変な発言は今までないと思うんですけれども、あまりそこは考えずに決めていただければ。

■：私は基本的には逐語でよろしいと思っていますんですよ。いろいろな話が出たときに、やっぱり記録は残しておいたほうがいいだろうと思います。今、■さんが言うのは、途中でつなぎの言葉であーだとかうーだとかいう言葉は取ってもいいのかなと思うし、仮にあったとしても、それは特に必要があるわけではないからいいですけど、その辺は事務局というか会長というか議事録署名人というか。その辺にお任せしてもいいんですけど、基本的には逐語でいってほしいと思います。

井上：あーとかえーとかいう言葉は省いていますので。一度見直しさせていただいて、相談させていただきたいと思います。

会長：よろしいでしょうか。ほかにご意見ございませんか。ないようですので、取りあえずこれまでどおりということで決定させていただきます。よろしいですか。

それでは、先ほどの■さんの資料について、岡澤さん、お願いします。

岡澤：委員のご指摘がありましたとおり、当日見たのではなかなか理解がということで、事前に確認していただくのは大変ありがたいことだと思っております。それにつきまして、こちらのほうの準備の期間ですとか、事前に全員の方に同時にお諮りをする前に、ある特定の方だけに情報をお伝えするのがよろしいかという点であるとか、いろいろ課題がある中で今までは事前に配布することはなかなか難しいという判断したところがあるかと思っております。ちょっと一度持ち帰らせていただいて、そういうご提案があったということで諮った上でご回答させていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

会長：では、事務局のほうで持ち帰って検討するというのでよろしいですか。では、そのようにしてください。お願いします。

それでは、続いて令和5年度の予算について、山本補佐、お願いいたします。

山本：それでは、区画整理課の山本から説明させていただきます。使います資料は、令和5年度土地区画整理事業特別会計予算概要と書かれてある資料と、それからあと、適宜参照していただければというものですけれども、区画整理だよりを用意しておりますので、その2つで説明させていただきます。

まず、特別会計予算の概要をご用意ください。本年度、令和5年度の予算につきましては、区画整理事業、市施行4地区でやっている予算の総額が20億8,000万余でございます。そのうち西平山土地区画整理事業につきましては、40%程度のと

ころ、約 8 億円余の予算金額を投じて事業を進めるという形になっております。先ほど部長からも説明がありましたように、令和 4 年度比では少し金額が下がっております。2 億ほど下がっておりますけれども、これは移転棟数が減った、去年多かったというところがございますので、この地区の重点度合いといったところは昨年度同様変わっていないのかなと考えております。

今年度の予算につきましても、令和 2 年に発出した財政非常事態宣言、あるいはそれを受けて検討してきました財政再建計画、第 6 次行財政改革大綱実施計画、そういったものと整合をとってこの予算組みをさせていただいております。財政状況、非常に厳しい状況でありますけれども、先ほども課題に挙がりました 3・3・2 号線、その整備促進といったところがこのエリアのまちづくりの大きな要となって進めているという状況がございますので、特にこの部分に重点的に投資をしているという状況でございます。

重点整備事業として、この中で書かせていただいておりますのが 3・3・2 号線の用地確保。それから、それに伴って必要となる接続する主要幹線道路、例えば 7・5・1 号線、あるいは柳通りに結ばれる消防署の道路、こういったところで必要な整備を行うということで今年度予算を確保させていただいております。

財政再建計画の関連でいきますと、もともとなぜ財政非常事態宣言を出したかと言いますと、市の貯金である基金の残額が非常に減ってきたと。それはなぜかと言いますと、例えば公共施設維持更新の費用、あるいは道路の更新の費用、あるいは区画整理事業の中でかなり費用がかかってきたということで、かなり貯金が枯渇してきたという状況がありましたので、その貯金を回復しましょうといった、そういった目的で財政非常事態宣言を発出いたしました。

したがいまして、財政再建計画の中では、主にこういったハード整備に充てるお金を年間約 25 億円程度に抑えましょうという形で設定をさせていただいております。

その中で、金額比としては約半分以上の金額となる約 13 億円の費用を区画整理事業に投資しましょうというところで、財政再建計画の中では位置づけをして、かなり重点的な投資をしているという状況でございます。

市から繰出金として得られる 13 億円にプラスしまして、国・都の補助金、あるいは保留地処分金を使って約 20 億の事業を進めているという状況でございますので、その点、皆様にもご理解をいただきたいところでございます。

こういったところで、今回事業費につきましては西平山地区 8 億円ということでございます。かなり重点投下をしているというところでございます。引き続き財政状況厳しいんですけれども、必要な基盤整備を進めていくというところについては変わらないところでございます。ご理解をいただければと思っております。

区画整理だよりにつきましては、そういった内容を少し簡単に入れさせていただいております。特に1ページ目の左下に、皆様からいただいたご意見というところがございます。これは財政非常事態宣言以降、あるいは区画整理だよりを発行している中で、皆様からいただいた率直な意見をここにまとめたかなと思っております。継続的に進めてほしい、早期に完了してほしいといったご意見、こういったところを強くいただいておりますので、今回、財政非常事態宣言をした中でもしっかりと事業を進めていくという判断をとったところでございますので、皆様の声を伺いながら事業を引き続き進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

個別の今年度の工事の内容につきましては、令和5年度工事の中で説明をさせていただきます。以上でございます。

会長：ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご質問がある方ございましたらお願いします。■■■委員、どうぞ。

■■■：ちょっと別の機会に井上課長にお願いしたことがあるんですが、仮換地の諮問がされているところで、指定がされているところがどのくらいあるのか。多分ここで配られるのは諮問されたところだけが確認できる地図なんですね。実際に指定されたところがそのうちの半分ぐらいなのか、実際にどうなっているのかということと進行状況を把握する上で1つの判断材料になるかなと思っていて、可能であればお願いしたいということを申し上げましたので、ここで改めてまたお願いしたいと思います。

井上：ご意見伺っております。公表の仕方をちょっと考えていますので。

岡田：位置が表示されなければ。

■■■：位置が具体的なほうが、この辺は済んでいると分かるので。

井上：指定諮問箇所だと分かるんですけども、指定済箇所。

■■■：それが色分けして分かれば、こちらとしては随分進んだな、まだまだなということが。それが難しければ、やむを得ませんけど。

岡田：検討してみます。

■■■：重点整備事業の(2)の下に都市計画道路日7・5・1号線(東側)整備、都市計画道路日3・3・2号線の排水ルート、これはどこのことですか。内容がちょっと分からない。

山本：この後、工事の内容を説明させていただきますけれども、3・3・2がありまして、柳通りから、今、できていないですけど、今度つながる7・5・1、この部分の整備が重点整備の内容になります。滝合橋通りのすぐ1本西側にできる予定の道路です。

■■■：分かりました。

井上：■■■委員から指定の数字ということで、ちょっとすみません。資料を持ってきたの

で、西平山の仮換地指定の今、指定率なんですけれども、施行後の宅地積が598,819.06平米あります。その中の290,099.10平米で指定しますので、指定率で言うと48.45%ということです。事業費ベースよりは実際落ちているんですけども、ですので、数字的にはそういう状況です。それについては1号指定使えるところとほぼ使用収益停止しているところを含めた中で、仮換地指定という手続をやったのが48.45%。ですので、それを図化できるかというのは、ちょっと持ち帰りたいと思います。

会長：よろしいですか。

■：はい。

会長：ほかにございませんか。では、続きまして令和5年度の工事について、もう一度お願いできますか。

大野：改めまして、区画整理課の大野でございます。私のほうからは、令和5年度西平山地区の工事についてご説明させていただきます。

一応、大体地区全体の絵になっておりまして、地区としましてはこちら平山通りですね。中央に先ほどからお話が出ております3・3・2号線。豊田南口のほうから柳通りが来ておりまして、消防署の裏を通過して西平山地区に入って、西平山地区の中に抜けているという状況でございます。

その中で、今年度はこの着色させていただいているところにつきまして工事を予定させていただいております。それにつきましては、順番に説明させていただきます。まず、先ほど出ましたこちらにつきましては、先ほどもお話ししました滝合橋通りですね。滝合橋側からこちらを通過して3・3・2に今、抜けているところになっております。それが1本西側の、都市計画道路7・5・1号線、という通りのこの部分ですね。この工事になります。昨年度移転でこの辺りの方がどいていただいております。遺跡調査も完了しております。今年度工事に入らせていただくというところでございます。件名としましては都市計画道路7・5・1号線築造その18、区画道路築造第78号工事という形で、区画道路の築造工事につきましては連番で番号をつけさせていただいておりますので、ここにつきましては18工事と区画道路、この横の部分ですね。この横の78号工事という形で件名をつけさせていただきます。

7・5・1号線につきましては、幅員12m、こちらの側道につきましては、区画道路につきましては幅員6m。全体で工事延長としましては87m、約90m弱ということになってございます。こちらにつきましては、先ほども申し上げましたように、重点整備の中で事業化させていただいております。3・3・2号線や7・5・1号線で延伸という目的で工事を設定させていただいております。

これにつきましては、1本の工事で出させていただこうかと思っております。着

手につきましては8月中旬ぐらいで、工期としましては2月いっぱいを目途として工事を実施して参る予定でございます。

残りの工事につきましては、発注形態をまとめて出すかどうかというところを検討しているところでございますけれども、1件1件ご説明させていただければと思います。こちらにつきましては、区画道路築造第79号工事となっております。幅員につきましては6m、延長としましては約45m。こちらは3・3・2号線の接道部分の工事と、昨年来、この辺り工事させていただいておりますので、その継続の工事というところでこのようなことを予定させていただいております。

続きまして、こちらが区画道路築造第80号工事となっております。ここの縦の通りにつきましては幅員6m。こちらの側は私道なんですけれども、これに接続する部分につきましては4mの工事という形になっております。ただ、こちらの3街区につきましては全て指定済となっております。3街区側の道路の築造については終わっておりますので、6m道路につきましてはおおむね半幅の整備という形になります。こちらにつきましては4m道路、6m道路合わせまして、約55mの整備となっております。ここにつきましては、こちらの消防署の裏の3・4・15号線につきまして、豊田のほうから平山通りを横断してきているのですが、ここで仮の整備という形になっておりますので、その改修に向けた整備の一環という形で今年度予定させていただいております。

続きましてこちら、区画道路81号工事となります。こちらにつきましては幅員6m、延長20mという形になってございます。ここにつきましては、ちょっとこの辺りのいわゆる返地ができない、長期中断という状況がございまして、その長期中断の解消ということで中断経費もかかっておりますので、その解消ということで今年度整備を予定させていただいております。

こちらにつきましては、区画道路築造82号工事という形になってございます。幅員につきましては6m、延長につきましては概ね20mというところでございます。ちょっとこの辺着色しているんですけれども、この辺はすりつけの作業とか、こちらはちょっと雨水管を入れる工事という形で、ここ全部を工事してしまうわけではないんですけれども、この工事につきましてはこの辺りを重点整備も含めて整備を進めているんですけれども、下流が雨水の排水を迎えに行くのがメインとなっております。また、こちらにつきましては水路が通っているんですけれども、この水路が将来的にこの辺りの整備に支障になるために、この水路を切り回すためにこの雨水管を埋設するものでございます。将来的なこの辺りの整備のための事前の整備という形でご理解いただければと思います。令和5年度工事につきましては以上でございます。

会長：ただいまの説明に対してご質問のある方はおられますでしょうか。

■ : 3・4・15号はずっときてバイパスを横断するじゃないの。そこのバイパスというのは、北側のところと南側のところは1mから、2mはないけど差があるように見受けられるんだけど、そこはどうやって処理するのか。

大野 : ここはまだ未築造なんですけれども、ここをぎゅっと上げるような形で、当然、3・3・2は横に勾配つけられませんので、3・3・2が親として、子どもの道路はそれにつけるように、ちょっと勾配はきつくなるとは思うんですけども、つけるような形で整備を検討しているところです。

■ : バイパスの上りと下りでは多少段差がついてもいいと思うんだけど、今のそこの3・4・15か。そこの縦断については、平らのところにきてまた坂になってまた平らになって坂になるという、そういうことになる。それからして。バイパスの上り線は平らだよ。下り線については大分差がつくわけだよ。上り線と下り線の差が。

会長 : 岡澤さん、説明してください。

岡澤 : すみません。本来、国のほうで説明しないで私から説明するのはいかがかと思いませんという中で、聞いている話は協議中ということでご理解いただければと思います。基本的なお話として、3・3・2号線は上り線下り線問わず平らです。真ん中が一番高く、次第に両脇に向かってなだらかに曲線を描いていく形になりますので、おおむねここは平らになると思います。おっしゃられるように、今ここに滝合橋通りから上ってきたところに現況の道路が山田設備さんのほうに向かって伸びているんですけども、あそこの道路の高さをイメージされると、ここの3・3・2号線よりは大分低いだろうというようなお話だと思います。ここに関しては、■委員おっしゃられるように、大分今の現況の山田設備に行く道路より高くなります。なので、今の山田設備さんに行く道路に向かってこの道路をすりつけるよりも、勾配が上がってここに取りついていく形になりましたので、ここがねじれるというよりは、どちらかというところの下からの押っつけが今より大分急になる。

■ : ということは、バイパスに向いている南側の宅地と2番目の宅地のところで相当差がついちゃうということかな。

岡澤 : この辺の宅地の造成の高さに関しても、今いろいろと国の計画がここでやっと見えたので検討しているところです。

■ : 分かりました。

会長 : よろしいですか。ほかにございませんか。なければ、本日の議題は全て終了しました。

■ : 審議会に絡まなくていいんですか。

審議会で1回終わって例えば雑談の中で。

審議事項ではないので、ちょっと要望したいことがあって。だから、終わって、やります。

会長：それでは、本日の議題は全て終了しました。審議会は閉会といたします。本日はご苦勞さまでした。

(了)

この議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを認めここに署名押印します。

令和 5年 8月 18日

会 長 田 中 壽 明

署名委員 角 胤 生

署名委員 神 田 耕 治